

# 会員事業者における表示等管理体制整備 のための「表示管理者」の選任について

## 1. 「表示管理者」選任の背景

食品やレストランのメニュー表示について、不当表示が相次いで発生したことから、平成26年12月に景品表示法が改正され、全ての事業者は、「表示等の適正な管理のための必要な体制の整備、その他の必要な措置を講じなければならない」ことが法定化されました。この事業者が講ずべき具体的な措置については、「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針（以下、「指針」と言います。）」が示され、同指針では、表示等を適正に管理するための担当者等をあらかじめ定めることが求められています。

## 2. 「表示管理者」選任の目的

社内における表示等のチェックや規約に基づく適正な表示の周知、規約等の研修会の受講促進等、社内における表示等の管理体制において中心的な役割を担う「表示管理者」を、選任要領に基づき選任することにより、会員事業者における表示等を適正に管理するための管理体制の整備・充実を図ることを目的とします。

### < 「表示管理者」選任要領 >

1. 会員事業者は、表示等の適正な管理に必要な社内管理体制の整備・充実を図るため、社内において表示等の管理に関する中心的な役割を担う「表示管理者」を1名以上選任するものとする。
2. 「表示管理者」は、表示等の適正な管理に必要な社内管理体制の整備・充実を図るため、以下の役割を担うものとする。
  - 1) 社内において適正な表示が行われているかの確認と改善が必要な場合の指示
  - 2) 社内における表示等に関する質問への回答及び疑義がある場合の公取協への確認・相談
  - 3) 適正な表示等を行うための景品表示法及び公正競争規約の従業員に対する周知活動
  - 4) 表示等に問題が発生した場合の対応及び再発防止策の実施
  - 5) 規約遵守状況調査等で問題が見られた場合の社内における周知・改善の指示
  - 6) 公取協又は地区公取協事務取扱所が開催する研修会等の受講及び従業員の受講促進

### 3. 公取協事務取扱所における「表示管理者」選任の進め方

#### 1) 既に「表示管理者」を選任済の地区の場合

⇒ 会員事業者への選任要請は必要ありません

#### 2) 「表示管理者」選任を要請していない地区の場合

⇒ 次年度以降、前頁「選任要領」に基づき、傘下会員事業者へ「表示管理者」の選任を要請して下さい

※各社毎に選任された「表示管理者」の氏名等について、各地区で把握するか、定期的に管理するか等の対応については各地区の判断におまかせします

### 4. 公取協事務取扱所における「表示管理者」選任後（2020年度以降）の対応

年に1回、公取協からの要請に基づき、公取協事務取扱所を通じて、会員事業者に対して、表示管理者が選任されているか等、「表示管理体制に関するセルフチェック」の実施を依頼

#### 1) 「表示管理者」が選任されている場合

##### ①公取協事務取扱所において「表示管理者」の把握・管理を行わない場合

⇒ 新たな対応等の必要はありません

##### ②公取協事務取扱所において「表示管理者」の把握・管理を行う場合

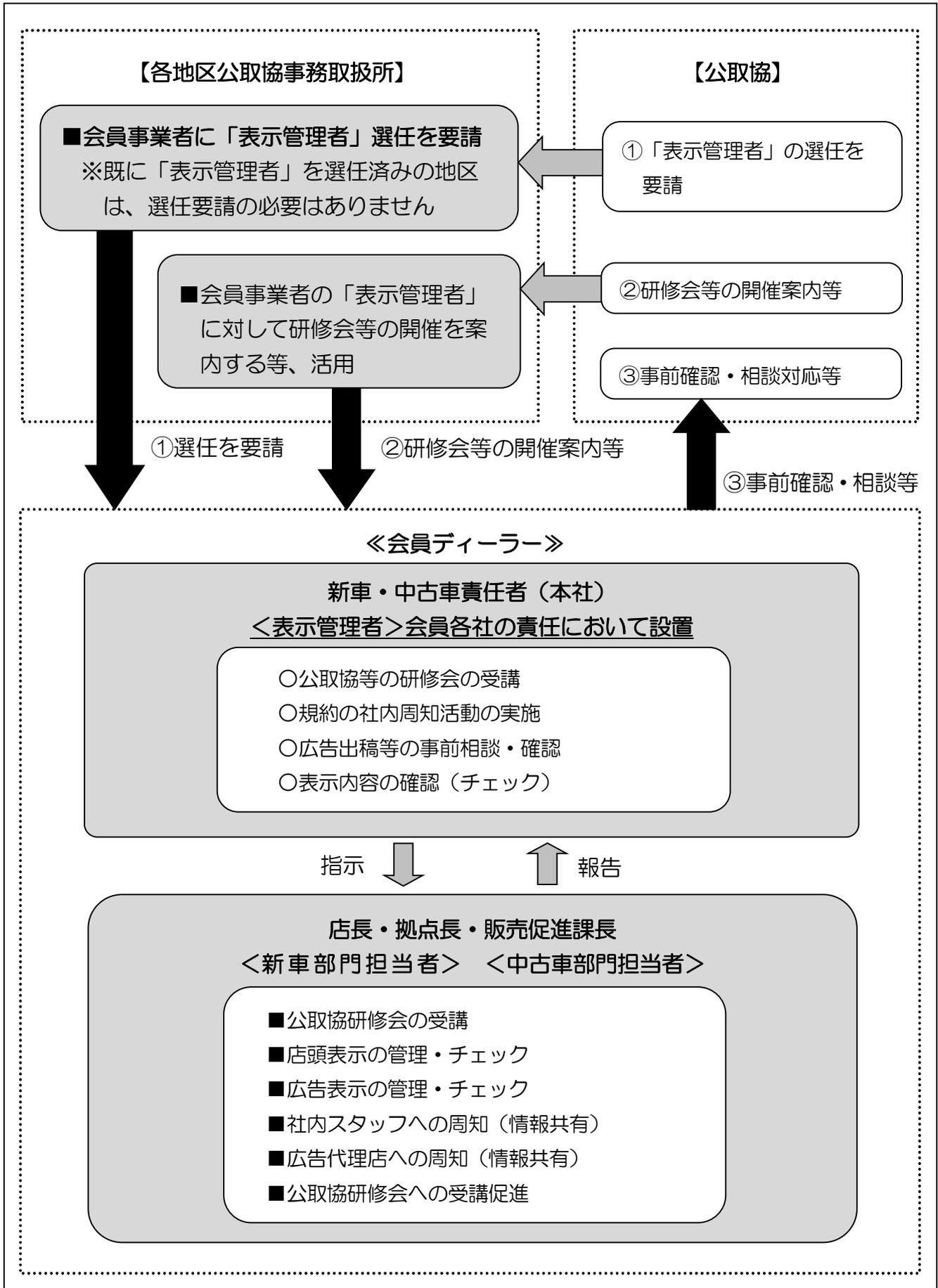
⇒ 「表示管理者」の変更等がない場合、新たな対応等の必要はありません

⇒ 「表示管理者」が変更等されていた場合、会員事業者は新たな表示管理者を公取協事務取扱所へ届出る等、変更手続き等を実施

#### 2) 「表示管理者」が選任されていない場合

公取協事務取扱所から、新たに表示管理者を選任するよう、会員事業者に再度要請して下さい

## < 「表示管理者」選任の進め方と今後の活用 >



「表示管理者」選任に関する今後の進め方について  
各地区からいただいたご意見・ご質問等とそれに対する回答

各地区からのご意見・ご質問等	当協議会からの回答
<p>&lt;Q1&gt;公取協事務取扱所は「表示管理者」選任後、「表示管理者」の氏名等について把握・管理は行わなくても良いのですか？</p>	<p>&lt;A1&gt;昨年実施した会議等で各地区の皆様のご意見等をお伺いしたところ、「表示管理者」の氏名等の把握・管理を「やるべき」とのご意見がある一方で、事務局の人員等の体制の問題から、「やりたくてもできない」とのご意見もございました。そのため、今回お送りした案では、「表示管理者」の選任を呼び掛けていただくことは全地区にお願いしますが、「表示管理者」の氏名等の把握や管理をするか、しないかについては各地区の判断とする(任意とする)ことといたしました。</p>
<p>&lt;Q2&gt;会員ディーラー毎に表示管理に関する意識に差があり、地区の事務取扱所では会員各社への規約遵守の徹底の呼びかけにも限界がある為、本部側からのメーカーへの呼びかけも継続して行って頂きたい。</p>	<p>&lt;A2&gt;メーカーに対しても「表示管理者」の選任、規約遵守の徹底について、引き続き働きかけを行ってまいります。</p>
<p>&lt;Q3&gt;大型ディーラー4社については、例年規約遵守調査等を行っておりません。そのような中で、今後、予定される「表示管理者」選任については、大型ディーラーからも選任が必要となりますか？</p>	<p>&lt;A3&gt;「表示管理者」の設置は法律上の義務でもありますので、大型ディーラーにおいても選任をお願いする予定です。ただし、大型ディーラーの場合は展示車もないため、例年実施している規約遵守状況調査についてはこれまでどおり対象外としていただいて結構です。</p>
<p>&lt;Q4&gt;新車、中古車それぞれの「表示管理者」が必要なのか？</p>	<p>&lt;A4&gt;会員ディーラーの規模等にもより、「表示管理者」が1名の場合もあれば、新車・中古車それぞれに1名ずつの場合もあると考えております。今回の案では、それぞれのディーラーの実情に合わせて選任していただくこととしています。</p>
<p>&lt;Q5&gt;これからも支部主催の研修会で説明をお願いできますか？</p>	<p>&lt;A5&gt;これまでどおり、個別に対応させていただきますので、お申し出下さい。</p>
<p>&lt;Q6&gt;「表示管理者」にできるだけ負担が少なく、また、ペナルティ等がかからないようご配慮をいただければ、と思います。</p>	<p>&lt;A6&gt;「表示管理者」に過重な負担、ペナルティがかからないよう留意しながら運用していきます。</p>

各地区からのご意見・ご質問等	当協議会からの回答
<p>&lt;Q7&gt;「表示管理者」選任のメリット・デメリットや「表示管理者」の業務内容がわかるイメージチャートの作成、「いつ、だれが、どこで、何をどうする、そしてその結果をどうする」などのマニュアル作成の予定はあるか？</p>	<p>&lt;A7&gt;会員ディーラーに「表示管理者」の選任をお願いする文書を各地区を通じて展開する際に、選任は法律上の義務であること、また、「表示管理者」が行うべき業務内容等に関する資料も作成し、展開する予定です。</p>
<p>&lt;Q8&gt;「表示管理者」への特別講習はあるのか、あるとするなら、その内容・時期・回数等はどうか考えているか？</p>	<p>&lt;A8&gt;「表示管理者」だけを対象とした研修会の予定はありませんが、毎年開催しているブロック単位での規約等の研修会及び単県で開催する場合の前記研修会の受講案内は、「表示管理者」を対象とする予定です。</p>
<p>&lt;Q9&gt;「表示管理者」の役職はどのレベル（一般職・管理者・役員）で考えているのか？</p>	<p>&lt;A9&gt;個々の会社の体制にもよりますので、役職だけでは決められませんが、文字どおり「社内の表示について管理できる立場の方」を想定しております。</p>
<p>&lt;Q10&gt;「表示管理者」を選任した際、公取協から委嘱状が発行できれば、その役割や責任の意識が高まり、事務取扱所での規約等に対する指導がし易くなるので検討をお願い致します。</p>	<p>&lt;A10&gt;委嘱状の発行について予めご案内し、ご依頼があった地区には、委嘱状が発行できるよう準備を進めていく予定です。</p>
<p>&lt;Q11&gt;昨年4月に開催した当支部主催の新車・中古車合同委員会にて全会員における「表示管理体制の確立」を目的として、新車・中古車部門それぞれの「表示管理担当者」と「表示管理責任者」の選任を要請。回答をもとに支部にて「会員の表示管理体制一覧表」を作成済。今後、毎年開催予定の上記委員会において表示管理者変更の有無等の確認を行う予定。</p> <p>また、当支部では、自動車公正取引協議会事務取扱所として、「表示管理体制のチェック」や「価格表示に関する調査」等の調査依頼、「新聞チラシ広告調査結果に伴う個別改善指導」等を直接会員の表示管理担当者及び表示管理者責任者に対応依頼し、会員内での責任の所在を明確にすることに活用している。</p> <p>既にそのような運用を行っているが、新たな対応は必要あるか？</p>	<p>&lt;A11&gt;今後も左記の要領で実施していただければ、新たな対応は必要ありません。</p>